

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

東村山市議会議長殿

令和 2 年 11 月 20 日
10 番 白石えつ子

記

1 本来のインクルーシブ教育の実現

世界の持続開発目標であり、東村山市の第 5 次総合計画のサブタイトルでもある SDGs にうたわれているインクルーシブとは、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うこと。そして、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育では、すべての人が生涯に渡り、教育を受ける権利を持ち、その子とその子らしく共に学び、過ごすことができ、障がいや性別、性的マイノリティなどを理由に排除されたり、差別されることのない環境を一緒に創りだしていくことであると考えます。これは、本来、特別支援教育にもつながっている理念です。これらを基本に以下質問していきます。

1. 新時代の特別支援教育の在り方と対象の概念、文科省が唱えるインクルーシブ教育システムと障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育の違いと背景、めざす方向性を伺う。
2. 文科省公表の全国の特別支援学級児童・生徒数、平成 19 年と平成 29 年の人数と割合を比較した分析と本市の特別支援学級に在籍している発達がいと思われる児童・生徒の割合と傾向を伺う。
3. 2 と同様に通級指導を受けている児童・生徒数、平成 19 年度と平成 29 年度人数と割合を比較した分析と小・中学校における通級指導の関係法令についての内容、通級指導の対象になる基準を伺う。
4. 義務標準法等の一部を改正する法律等の施行改正の概要と留意事項の重要部分を伺う。
5. 巡回通級指導を行っている特別支援教室（小学校けやき、中学校アーチ）の特徴と現時点でのそれぞれの課題と対策、巡回指導員研修でのスキルアップは、どう図られているか伺う。

- 6 令和3年度開設予定の自閉症・情緒特別支援学級（固定）特徴（学級編成と担当教員の専門性・ICT教育等）と知的・特別支援学級（固定）との違いと新型コロナ禍で会議も回数を減らしての開催になったことは想定していないことであったと理解します。現時点での目指す方向性を改めて伺う。
- 7 先駆的に設置されている自閉症・情緒特別支援学級（固定）の事例と特徴、本市が見学対象とされた小学校の見学で分かったことや参考にされたことは何か伺う。
- 8 自閉症・情緒特別支援学級への希望から入学までの流れと希望者の判定基準、判定はどのようなメンバーで何処で決定されるのか、判定に相違があった場合、本人、保護者の意思や意向は尊重されるのか対応について伺う。
- 9 開設にあたり、特別支援教育のリーフレット以外で、通常学級、知的・特別支援学級、特別支援教室、ことばの教室、自閉症・情緒障がい特別支援学級、特別支援学校の違いを児童・生徒・保護者・関係機関等（母子保健・福祉・相談支援事業所など）への情報周知方法、令和2年9月～11月の募集で情緒の固定学級を希望された児童の学年別人数、特に教職員へのインクルーシブ教育に対する理解・啓発のOJT研修の機会は設けているか、教職員からは、どのような声が寄せられているか伺う。
- 10 通常学級には、様々な子ども達が学んでいます。子ども達への性の多様性、性的マイノリティや人権、子どもの権利については、教員だけに留まらず、学校を外に開くコミュニティとしての役割からも外部講師を招いての授業を行ってはどうかの見解と講師を招いて授業を行っている事例があれば伺う。
- 11 インクルーシブ教育を進める上で切れ目ない支援体制事業の背景と概要、専門家の拡充の職種と内容を伺う。切れ目ない支援体制構築のため、教育委員会に福祉分野の人材を登用している自治体も増えています。先進事例を参考にしているかどうか、見解を伺う。
- 12 東村山市特別支援教育推進計画第5次実施計画策定中の年度ではあるが、インクルーシブ教育の理念「障がいのあるないに関わらず、多様な違いを認め合い、子ども達が楽しく共に学ぶこと」に照らすと、多様な学ぶ場の保障や選択肢が増えることは一定理解するが、さらに分離を招くことにならないか懸念する声もある。教育長の見解を伺います。
- 13 総括的に市長に伺います。